

工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）（令和元年 6 月 20 日付け元林整計第 65 号林野庁森林整備部計画課長通知）
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
第 1 現場閉所による週休 2 日方式 1 対象工事 森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）<u>（以下「設計積算要領」という。）</u>の工種区分を適用する工事。ただし、災害応急対策、緊急性が高い災害復旧に関する工事又は対象工事とすることが不適当な工事は対象外とすることができる。 2 <u>用語</u>の定義 （1）現場閉所による週休 2 日 <u>現場閉所による月単位の週休 2 日とは、対象期間において、月単位の 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>現場閉所による通期の週休 2 日とは、対象期間において、通期の 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> （2）対象期間 工事着手から工事<u>完了</u>までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月または 9 月を含む工事では夏季休暇分として 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 （3）現場閉所 現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。<u>ただし、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く。）を行う場合を除く。</u> （4）4 週 8 休 <u>月単位の 4 週 8 休とは、対象期間内の全ての月で</u>現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）の水準<u>の</u>状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない<u>月</u>は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）<u>の水準の状態</u>とみなす。 <u>通期の 4 週 8 休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）の水準の状態をいう。</u> なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 （5）工事着手 森林整備保全事業工事標準仕様書（<u>以下「標準仕様書」という。</u>）第 1 編共通編第 1 章総則第 1 節総則 1－1－1－2 用語の定義<u>14</u>）に規定する工事着手をいう。 （6）工事<u>完了</u> 標準仕様書第 1 編共通編第 1 章総則第 1 節総則 1－1－1－2 用語の定義<u>15</u>）に規定する工事<u>完了</u>をいう。 （7）（略） 3 発注方式 令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日以降に発注手続きを開始する全ての工事を対象に、発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は受注者希望方式で発注することができる。 （1）発注者指定方式 発注者が、<u>現場閉所による月単位の週休 2 日に取り組むことを指定する方式（現場閉所による通期の週休 2 日は必須）</u> （2）受注者希望方式 受注者が、工事着手前に発注者に対して <u>現場閉所による月単位の週休 2 日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式（現場閉所による通期の週休 2 日は必須）</u>	第 1 現場閉所による週休 2 日方式 1 対象工事 森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）の工種区分を適用する工事。ただし、災害応急対策、緊急性が高い災害復旧に関する工事又は対象工事とすることが不適当な工事は対象外とすることができる。 2 定義 （1）現場閉所による週休 2 日 対象期間<u>内</u>において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 （2）対象期間 工事着手から工事<u>完成</u>までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月または 9 月を含む工事では夏季休暇分として 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 （3）現場閉所 <u>巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、</u>現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 （4）4 週 8 休<u>以上</u> 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）<u>以上の水準に達する状態をいう。</u>ただし、<u>対象期間において</u>暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない<u>場合は、対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</u> なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 （5）工事着手 森林整備保全事業工事標準仕様書第 1 編共通編第 1 章総則第 1 節総則 1－1－1－2 用語の定義<u>14</u>）に規定する工事着手をいう。 （6）工事<u>完成</u> 森林整備保全事業工事標準仕様書第 1 編共通編第 1 章総則第 1 節総則 1－1－1－2 用語の定義<u>16</u>）に規定する工事<u>完成</u>をいう。 （7）（略） 3 発注方式 令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日以降に発注手続きを開始する全ての工事を対象に、発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は受注者希望方式で発注することができる。 （1）発注者指定方式 発注者が、週休 2 日に取り組むことを指定する方式 （2）受注者希望方式 受注者が、工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

4 積算方法等

(1) 補正係数

現場閉所による 週休 2 日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場閉所の状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表 1

現場閉所の状況	<u>月単位の</u> 4 週 8 休以上	<u>通期の 4 週 8 休以上</u>	<u>(削る)</u>
労務単価	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
機械経費（賃料）	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
共通仮設費率	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
現場管理費率	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>(削る)</u>

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表 1 に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

イ 機械経費（賃料）

補正前の機械経費（賃料）に、表 1 に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

ウ （略）

表 2

名 称	区 分	<u>月単位の</u> 4 週 8 休以上	<u>通期の 4 週 8 休以上</u>	<u>(削る)</u>
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
鉄筋工（ガス圧接）		<u>1.03</u>	1.02	<u>(削る)</u>
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	<u>1.00</u>	<u>(削る)</u>
	撤去	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
	撤去	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
防護柵設置工（落石防止柵）		<u>1.01</u>	1.01	<u>(削る)</u>
防護柵設置工（落石防止網）		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>(削る)</u>
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	<u>1.00</u>	<u>(削る)</u>
	撤去	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
道路標識設置工	設置	1.01	<u>1.00</u>	<u>(削る)</u>
	撤去・移設	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
道路付属物設置工	設置	<u>1.01</u>	1.01	<u>(削る)</u>
	撤去	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
法面工		1.02	1.01	<u>(削る)</u>
吹付砕工		1.03	<u>1.01</u>	<u>(削る)</u>
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	<u>(削る)</u>
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02	<u>(削る)</u>

エ （略）

表 3

名 称	区 分	<u>月単位の</u> 4 週 8 休以上	<u>通期の 4 週 8 休以上</u>	<u>(削る)</u>
区画線工		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
排水構造物工		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>

4 積算方法等

(1) 補正係数

週休 2 日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場閉所率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表 1

現場閉所の状況 <u>(現場閉所率)</u>	4 週 8 休以上 <u>(28.5%(8 日/28 日) 以上)</u>	<u>4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 (25%(7 日/28 日) 以上 28.5%未満)</u>	<u>4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 (21.4%(6 日/28 日) 以上 25%未満)</u>
労務単価	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
機械経費（賃料）	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
共通仮設費率	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
現場管理費率	<u>1.06</u>	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表 1 に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。

イ 機械経費（賃料）

補正前の機械経費（賃料）に、表 1 に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。

ウ （略）

表 2

名 称	区 分	4 週 8 休以上	<u>4 週 7 休以上 4 週 8 休未満</u>	<u>4 週 6 休以上 4 週 7 休未満</u>
鉄筋工（太鉄筋を含む）		<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
鉄筋工（ガス圧接）		<u>1.04</u>	1.02	<u>1.01</u>
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
	撤去	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
	撤去	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
防護柵設置工（落石防止柵）		<u>1.02</u>	1.01	<u>1.00</u>
防護柵設置工（落石防止網）		<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
	撤去	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
道路標識設置工	設置	1.01	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
	撤去・移設	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
道路付属物設置工	設置	<u>1.02</u>	1.01	<u>1.00</u>
	撤去	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
法面工		1.02	1.01	<u>1.00</u>
吹付砕工		1.03	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	<u>1.00</u>
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02	<u>1.01</u>

エ （略）

表 3

名 称	区 分	4 週 8 休以上	<u>4 週 7 休以上 4 週 8 休未満</u>	<u>4 週 6 休以上 4 週 7 休未満</u>
区画線工		<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
排水構造物工		<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>

コンクリートブロック積工		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
構造物取りこわし工	機械	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
	人力	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>

オ 共通仮設費率
補正前の共通仮設費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じ補正後の共通仮設費率を算出した後、復興係数及び表 1 に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

カ 現場管理費率
補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。
前項により算出された現場管理費率に、復興係数及び表 1 に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

(2) 補正方法等
各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

ア 発注者指定方式
入札説明書等において現場閉所による月単位の週休 2 日に取り組む旨を明記するとともに、当初予定価格から月単位の4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。
なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4 週 8 休に満たないものは、通期の 4 週 8 休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の 4 週 8 休以上の補正係数を除した変更を行うものとする。
また、通期の4 週 8 休に満たないことが契約違反等となる場合は、必要に応じ、要領等に基づく措置を行うものとする。

イ 受注者希望方式
当初予定価格から月単位の4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。
なお、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して現場閉所による月単位の週休 2 日の取組について協議すること及び当初予定価格において月単位の4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じていることを明記するものとする。
また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4 週 8 休に満たないもの及び工事着手前に現場閉所による月単位の週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が現場閉所による月単位の週休 2 日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の 4 週 8 休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の 4 週 8 休以上の補正係数も除した変更を行うものとする。
現場閉所による月単位の週休 2 日の取組の協議が整わなかったもの（受注者が現場閉所による月単位の週休 2 日の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の契約変更時に合わせて、通期の 4 週 8 休以上の補正係数への変更を行うものとする。

5 実施上の留意点
(削る)

発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示等を行ってはならない。

第 2 交替制による週休 2 日方式

1 対象工事
設計積算要領の工種区分を適用する工事のうち、災害復旧工事等の緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇）に作業が必要な工事及び社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事を対象とする。

コンクリートブロック積工		<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
構造物取りこわし工	機械	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
	人力	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>

オ 共通仮設費率
補正前の共通仮設費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じ補正後の共通仮設費率を算出した後、復興係数及び表 1 に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。

カ 現場管理費率
補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。
前項により算出された現場管理費率に、復興係数及び表 1 に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。

(2) 補正方法等
各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

ア 発注者指定方式
入札説明書等において現場閉所による週休 2 日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たないものは、それぞれの経費につき週休 2 日補正係数を用いて補正し、請負代金を減額変更するものとする。

また、4 週 8 休に満たないことが契約違反等となる場合は、必要に応じ、要領等に基づく措置を行うものとする。
イ 受注者希望方式
当初予定価格から 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して現場閉所による週休 2 日の取り組みについて協議すること及び当初予定価格において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じていることを明記するものとする。
また、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 6 休に満たなかったもの及び工事着手前に現場閉所による週休 2 日に取り組むことについてあらかじめ監督職員へ協議しなかったものについては補正係数を乗じないものとし、4 週 6 休以上 4 週 8 休未満の場合は達成状況に応じた週休 2 日補正係数を用いて補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。

5 実施上の留意点
(1) 地元対応やコンクリート打設後の養生期間などやむを得ない場合は、振替休日等により休日を取
得することを可とする。
(2) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示等を行ってはなら
ない。

第 2 交替制による週休 2 日方式

1 対象工事
森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）の
工種区分を適用する工事のうち、災害復旧工事等の緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇）に作業が必要な工事及び社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事を対象とする。

2 用語の定義

(1) 交替制による週休2日

交替制による月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

交替制による通期の週休2日とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手から工事完了までの期間をいう。

(3) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(4) 工事着手

第1の2の（5）に同じ。

(5) 工事完了

第1の2の（6）に同じ。

(6) 復興係数

第1の2の（7）に同じ。

3 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、交替制による月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（交替制による通期の週休2日は必須）

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に発注者に対して交替制による月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式（交替制による通期の週休2日は必須）

4 積算方法等

(1) 補正係数

交替制による週休2日に取り組む工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日確保の状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表4

休日確保の状況	<u>月単位の</u> 4週8休以上	<u>通期の4週8休以上</u>	<u>（削る）</u>

2 定義

(1) 交替制による週休2日

対象期間内において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手から工事完成までの期間をいう。

(3) 4週8休以上

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(4) 工事着手

森林整備保全事業工事標準仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則1－1－1－2用語の定義（14）に規定する工事着手をいう。

(5) 工事完成

森林整備保全事業工事標準仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則1－1－1－2用語の定義（16）に規定する工事完成をいう。

(6) 復興係数

東日本大震災及び平成28年熊本地震における復興係数をいう。

3 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式。

4 積算方法等

(1) 補正係数

交替制による週休2日に取り組む工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表4

休日確保の状況	4週8休以上	<u>4週7休以上</u> <u>4週8休未満</u>	<u>4週6休以上</u> <u>4週7休未満</u>
<u>（休日率）</u>	<u>（28.5%（8日/28日）</u> <u>以上）</u>	<u>（25%（7日/28日）</u> <u>以上28.5%未満）</u>	<u>（21.4%（6日/28日）</u> <u>以上25%未満）</u>

労務単価	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
現場管理費率	1.03	<u>1.01</u>	<u>(削る)</u>

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表 4 に掲げる休日確保の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

イ 市場単価

市場単価に施工条件等による加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、道路標識設置工及び鉄筋挿入工（ロックボルト工）以外の工種については表 2 に掲げる補正係数を、道路標識設置工及び鉄筋挿入工（ロックボルト工）については表 5 に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表 5

名 称	区 分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
<u>道路標識設置工</u>	<u>設置</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
	<u>撤去・移設</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
<u>鉄筋挿入工（ロックボルト工）</u>		<u>1.03</u>	<u>1.01</u>

ウ 土木工事標準単価

土木工事標準単価に施工条件等による補正係数を乗じて算出した設計単価に、区画線工については表 3 に掲げる補正係数を、排水構造物工、コンクリートブロック積工及び構造物取りこわし工については表 6 に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表 6

名 称	区 分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
排水構造物工		<u>1.03</u>	1.02	<u>(削る)</u>
コンクリートブロック積工		<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
構造物取りこわし工	機械	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>(削る)</u>
	人力	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>

エ 現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。

前項により算出された現場管理費率に、復興係数及び表 4 に掲げる休日確保の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

(2) 補正方法等

各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

ア 発注者指定方式

入札説明書等において交替制による月単位の週休 2 日に取り組む旨を明記するとともに、当初予定価格から月単位の4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4 週 8 休に満たないものは、通期の 4 週 8 休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の 4 週 8 休に満たないものについ

労務単価	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
現場管理費率	1.03	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表 4 に掲げる休日率に応じた補正係数を乗じるものとする。

イ 市場単価

市場単価に施工条件等による加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表 2 に掲げる補正係数を乗じるものとする。

(新設)

ウ 土木工事標準単価

土木工事標準単価に施工条件等による補正係数を乗じて算出した設計単価に、表 5 に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表 5

名 称	区 分	4 週 8 休以上	<u>4 週 7 休以上</u> <u>4 週 8 休未満</u>	<u>4 週 6 休以上</u> <u>4 週 7 休未満</u>
区画線工		<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
排水構造物工		<u>1.04</u>	1.02	<u>1.01</u>
コンクリートブロック積工		<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
構造物取りこわし工	機械	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
	人力	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>

エ 現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。

前項により算出された現場管理費率に、復興係数及び表 4 に掲げる休日率に応じた補正係数を乗じるものとする。

(2) 補正方法等

各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

ア 発注者指定方式

入札説明書等において交替制による週休 2 日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たないものは、それぞれの経費につき補正係数を用いて補正し、請負代金を減額変更するものとする。

<u>ては、通期の4週8休以上の補正係数を除した変更を行うものとする。</u> また、<u>通期の4週8休</u>に満たないことが契約違反等となる場合は、必要に応じ、要領等に基づく措置を行うものとする。 イ 受注者希望方式 当初予定価格から<u>月単位の4週8休以上</u>を達成した<u>場合の</u>補正係数を各経費に乘じるものとする。 なお、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して交替制による<u>月単位の週休2日の取組</u>について協議すること及び当初予定価格において<u>月単位の4週8休以上</u>を達成した<u>場合の</u>補正係数を各経費に乘じていることを明記するものとする。 また、休日率の達成状況を確認後、<u>月単位の4週8休</u>に満たなかったもの及び工事着手前に交替制による<u>月単位の週休2日</u>に取り組むことについて<u>協議が整わなかったもの（受注者が交替制による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の4週8休以上の補正係数も除した変更を行うものとする。</u> <u>交替制による月単位の週休2日の取組の協議が整わなかったもの（受注者が交替制による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の契約変更時に合わせて、通期の4週8休以上の補正係数への変更を行うものとする。</u>	また、4週8休に満たないことが契約違反等となる場合は、必要に応じ、要領等に基づく措置を行うものとする。 イ 受注者希望方式 当初予定価格から4週8休以上<u>の達成を前提と</u>した補正係数を各経費に乘じるものとする。 なお、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して交替制による週休2日の<u>取組み</u>について協議すること及び当初予定価格において4週8休以上<u>の達成を前提と</u>した補正係数を各経費に乘じていることを明記するものとする。 また、休日率の達成状況を確認後、4週<u>6休</u>に満たなかったもの及び工事着手前に交替制による週休2日に取り組むことについて<u>あらかじめ監督職員へ協議しなかったものについては補正係数を乗じないものとし、4週6休以上4週8休未満の場合は達成状況に応じた補正係数を用いて補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。</u>
--	---

附 則
この改正は、令和7年4月1日から適用する。